

## 研究における特許使用円滑化検討WG運営要領(案)

平成18年1月20日  
研究における特許使用円滑化検討WG

## (WGの運営)

第1条 研究における特許使用円滑化検討ワーキンググループ(以下、「WG」という)会合の議事手続その他WGの運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び知的財産戦略専門調査会規則、研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム(「以下プロジェクトチーム」という。)運営要領に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

## (WGの主査)

第2条 WG主査(以下「主査」という。)は、WGの事務を掌理する。

2 主査がWGの会合に出席できない場合は、あらかじめ主査の指名する者が、その職務を代理する。

## (WGメンバー)

第3条 WGメンバー(以下「メンバー」という。)がWGの会合を欠席する場合は、代理人をWGの会合に出席させることはできない。

2 WGの会合を欠席するメンバーは、主査を通じて、当該WGの会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

## (オブザーバ)

第4条 主査は、必要と認めた場合、主査の指名するものをWGの会合に、オブザーバとして参加させることができる。

2 プロジェクトチーム構成員はWGの会合に、オブザーバとして参加することができる。

## (審議内容等の公表等)

第5条 WGの会合は原則として公開する。ただし、主査が会合を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会合を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

## (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、WGの会合に関し必要な事項は、主査が定める。